特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大分市では、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和6年2月29日

I 関連情報

1							
1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険に関する事務						
②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。						
③システムの名称	国民健康保険料(税)賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料(税)収納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、滞納整理システム、個人市民税システム、住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム(庁内連携システム) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。						
2. 特定個人情報ファイル名							
(1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16,30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16,24条						
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・27,42,43,44,45						

5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	大分市 市民部 国保年金課 企画部 情報政策課			
②所属長の役職名	国保年金課長情報政策課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・語	T正·利用停止請求			
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 IEL097-534-6111(代表)			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	大分市 市民部 国保年金課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 ILL097-534-6111(代表)			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
いつ時点の計数か			年2月1日 時点					
2. 取扱者勢	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和6年2月1日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	[書の種類					
[基礎項目評価	書及び重 点	点項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	-入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システムを	通じた提供を	徐く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・汎	去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
十成29年4月1日		国保年金課長 朝見 睦夫情報政策課長 佐藤 善信	国保年金課長 池永 浩二 情報政策課長 林 浩一	事後	
平成29年4月1日	1		・地方税法、国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格管理・国民健康保険税の賦課を行う。・特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届け出書に関する確認 ②被保険者の資格管理 ③国民健康保険税の賦課・更正・減免 ④各種帳票作成処理 ⑤被保険者情報を国保情報集約システムと連携する。	事前	
平成29年4月1日		国民健康保険システム、 団体内統合宛名システム、 中間サーバー、住登外宛名システム	国民健康保険システム、 団体内統合宛名システム、 中間サーバー、住登外宛名システム、次 期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事前	
	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事前	
平成31年4月1日		国保年金課長 池永 浩二 情報政策課長 林 浩一	国保年金課長 情報政策課長	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	
	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	
平成31年4月1日	IV リスク対策 を追加			事前	
令和3年1月1日	評価書名	国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書	事前	評価書番号9「国民健康保険の給付に関する事務 基礎項目評価書」,10「国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 基礎項目評価書」の各事務 を、評価書番号8「国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 基礎項目評価書」にで 一元管理するため
令和3年1月1日	個人のプライバシー等の権利	りる事務にありる存を個人情報ファイルの取扱いがいにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、サモ個人情報の漏え	大分市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和3年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務	国民健康保険に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法、国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格管理・国民健康保険税の賦課を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届け出書に関する確認 ②被保険者の資格管理 ③国民健康保険税の賦課・更正・減免 ④各種帳票作成処理 ⑤被保険者情報を国保情報集約システムと連携する。	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、・国民健康保験のが保険者である世帯主及が高齢者とし、財産、主、非自発ので、共和の経過を関係を表し、事により、保険税者に係る政の特別ので、は、非自発的保険者に係るのを表が、のも、、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、 団体内統合宛名システム、 中間サーバー、住登外宛名システム、次 期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、滞納整理システム、個人市民税システム、住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	
令和3年1月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	(1)国保賦課ファイル(2)国保資格ファイル(3)国保給付ファイル(4)国保収滞納ファイル	事前	
令和3年1月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう)第9条第1項、別表第一 第16、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第16条、第24条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事前	
令和3年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	44、45項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第20条、第25条、第26条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の第1、42、46項	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) - 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) - 42,43,44,45	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事前	
	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事前	
令和3年1月1日	Ⅳ. リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45	事前	事前通知事項
令和4年7月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62, 78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62, 78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・27,42,43,44,45	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ③システムの名称	テム、収納消込/滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、滞納整理システム、個人市民税システム、住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)、住民基本台帳システム(所内連携システム) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成	保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料(税)収納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、滞納整理システム、個人市民税システム、住民基本台帳システム)、住民基本台帳システム(氏存住民基本台帳システム)、住民基本台帳システム(庁内連携システム)、生民基本台帳システム等の基盤システム(庁内連携システムは、国保連合会	事後	軽微な変更
令和4年7月4日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年10月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	
令和4年7月4日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年10月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	
	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	
	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	